

「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」の素案について

1 策定の趣旨等

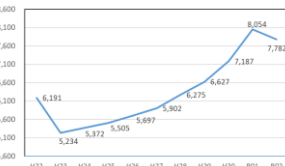
労働者を中心に外国人県民が増加傾向にある中で、外国人県民等が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、日本語教育を総合的に推進していくため、「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)第11条の規定に基づく、地方公共団体の地域の実情に応じた基本的な方針として策定するもの。

【方針の期間】令和4年度から令和8年度までの5年間

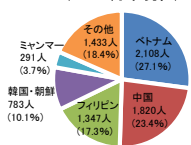
2 現状と課題

(1) 外国人県民等の状況

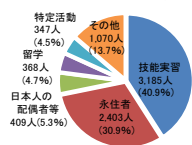
在留外国人数(R2.12月末現在)



国籍別 (R2.12月末現在)



在留資格別 (R2.12月末現在)



(2) 本県の日本語教育の状況(主なもの)

ア 現状

(市町村・市町村国際交流協会)

- ・18市町村に日本語教室がなし。大半の市町村で日本語教育の関連予算がなし。(地域の日本語教室)

- ・生活の支援、地域住民との交流促進、企業からの依頼への対応が多い。
- ・教室の多くが無料で、ボランティアによる運営・指導。
- ・若い教育人材が少ない。家庭の事情などにより指導を中断する人もあり。

(外国人県民)

- ・学習ニーズは、会話の練習、日本語能力試験対策など幅広い。
- ・居住地域に教室がない、身近に教えてくれる人がいない等の声。
- ・交通事情や気象状況により学習を中断する人もあり。

(事業所)

- ・日本語能力不足による業務への影響度合い、実施する日本語教育は事業所により様々。
- ・教材を探すのが大変という声や、日本語学習への支援を求める声。

(日本語教育有識者からの意見)

- ・本県には外国人が散在しており、他県の集住地域とは異なる特徴に留意。
- ・日本語教育人材の役割分担の明確化が必要。

イ 課題

(ア)日本語教育機会の提供・拡充に関する課題

- ・日本語教育の環境がない外国人県民等に対して、学習機会の提供が必要。
- ・生活や仕事の都合と日本語教育の実施日程の不一致や、気象状況、交通事情により日本語教室へ通うことができない外国人県民への対応が必要。
- ・学習希望者の多様なニーズやレベルに対応した学習機会の提供が必要。

(イ)教育人材の確保・育成に関する課題

- ・日本語教育人材を確保し、適切な役割分担のもとで定着促進が必要。
- ・地域の日本語教室を担う日本語教育人材に対する相談・支援体制の確保が必要。
- ・学習者の多様なニーズやレベルに対応していくための資質向上が必要。

(ウ)県民の理解と増進に関する課題

- ・外国人県民等を受入れる側においても、多文化共生理念の普及が必要。
- ・外国人労働者への日本語教育の提供に当たって、事業者の協力が必要。
- ・生活情報の周知、外国人労働者の地域行事への参加に事業者の理解や配慮が必要。

(エ)日本語学習に係る情報発信に関する課題

- ・事業者や市町村国際交流協会等に、地域の日本語教室などの学習環境や学習教材に関する情報の提供が必要。

【参考】国の動向

- ・令和2年12月末現在、全国の在留外国人数は約288万人。
- ・平成30年、「外国人材の受入れ・共生のための総合対応策」を取りまとめ。
- ・平成31年4月、新たな在留資格「特定技能」創設、新たな外国人材の受入制度開始。
- ・令和元年6月、「日本語教育の推進に関する法律」を施行、令和2年同法に基づく基本的な方針を策定。(外務省、文科省共管)
- ・令和2年、「地域における多文化共生推進プラン」を改訂、日本語教育の推進を明記。(総務省)

3 日本語教育の推進の基本的な方向

(1) 施策の方向性

人口減少が進む本県において、増加傾向にある外国人県民等は、地域づくりの重要なパートナーです。外国人県民等が仕事や生活で不便を感じずに、地域で生き生きと暮らすためには、日本語の習得が大変重要であり、地域では多文化共生理念の理解を深めることが求められます。また、技能実習生の比率が高く、まずは生活に必要な基本的な日本語能力が求められるケースが多いという特徴、広い県土に外国人が在住する実情に留意し、関係主体が連携しながら、日本語教育を推進していきます。

【目指す姿】希望する人、必要なすべての外国人県民等が日本語を学ぶことができ、地域で支え合い、共に発展する岩手

【外国人県民等向けキャッチフレーズ】**いっしょに学ぼう日本語、いっしょに暮らそう岩手県**

(2) 県の責務

全体的視野から広域的な課題への対応、情報収集や提供、先進的な取組等の推進、関係主体の連携支援。

(3) 市町村に期待される役割

基礎自治体として地域の国際交流協会等との連携、域内の日本語教育体制の整備。

(4) 事業者 zu 期待される役割

雇用する外国人労働者が職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習機会の提供、学習支援。

(5) 関係機関・団体の連携強化

県は市町村や国際交流協会、事業者、外国人県民等の支援を行う団体等関係者相互間の連携強化、必要な体制整備に努める。

4 日本語教育の推進の内容に関する事項

(1) 日本語学習機会の提供・拡充

日本語学習を希望する外国人県民等が環境や能力に応じて学習できるよう、日本語学習機会の提供・拡充に取り組みます。

ア 日本語教室空白地域における教室開設

- ・教室開設に取り組む主体への支援
- ・日本語教育等をテーマとしたセミナーの開催
- ・オンライン環境を活用した学習講座の開催 等

イ 容易にアクセスできる多様な学習機会の提供

- ・オンライン環境を活用した学習講座の開催(再掲)
- ・ICT教材の普及
- ・「いわて日本語学習コンテンツ」の普及 等

ウ 学習者のニーズやレベルに合った学習機会の提供

- ・学習者のニーズやレベル把握に有用な情報やツールの提供・紹介
- ・ニーズやレベル別の教案モデルの提供・紹介
- ・個々の日本語教室で対応しがたい教育の提供 等

(3) 県民の理解と関心の増進

外国人県民等が地域社会の一員として共生できるよう、日本語教育を含む多文化共生理念の普及啓発に取り組みます。

ア 県民向け多文化共生理念の普及

- ・外国人県民等に対する市民講座や地域活動への参加勧奨
- ・多文化共生研修会等の開催
- ・やさしい日本語の普及
- ・日本語教育の重要性についての情報発信 等

イ 事業者との連携

- ・事業者における日本語学習実施支援
- ・優良事例の紹介、事業者の担当者向け研修会の開催
- ・事業者と連携した地域住民と外国人県民との交流機会の創出 等

(2) 教育人材の確保・育成

効果的かつ安定的な日本語教育を継続して提供できるよう、日本語教育を担う人材の確保・育成に取り組みます。

ア 教育人材の役割の明確化

- ・専門的人材の日本語教室巡回訪問による助言や運営支援
- ・地域における日本語教育推進モデルの提案 等

イ 教育人材の掘り起こし及び資質向上に資する研修等の拡充

- ・国際交流イベントの開催による人材の掘り起こし
- ・「日本語サポーター」登録拡充
- ・教育人材のレベルに応じた研修の開催
- ・ICT教材や多言語版学習教材の普及 等

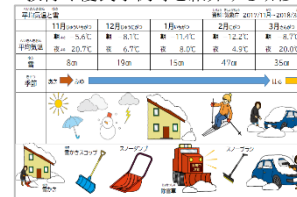
ウ 教育人材の相談・支援体制の確保

- ・専門的人材の日本語教室巡回訪問による助言や運営支援(再掲)
- ・日本語教育人材同士が情報・課題共有を行う研修会の開催 等

(4) 日本語学習に関する情報発信

外国人県民等や日本語教育に携わる関係者が必要な情報にアクセスできるよう、情報の収集と発信に取り組みます。

- ・日本語教室の開催情報の提供
- ・活用可能な教育人材や利用可能な制度の情報の発信
- ・教材や優良事例等を紹介する研修会の開催 等



(いわて日本語学習コンテンツ)



(地域の日本語教室の様子)

5 日本語教育の推進体制

(1) 県の主な役割

- ・日本語教室開設を計画する主体への支援
- ・県内の日本語教育の実施状況、ニーズの把握
- ・専門的人材の派遣による日本語教室への助言
- ・多文化共生社会づくりの意識醸成
- ・日本語教育機関と事業者のネットワークづくり
- ・教材、日本語教室、教育人材に関する情報提供

(2) 関係主体に期待される役割の例

- 各主体の取組の例
- ア 市町村 イ 事業者 ウ 県国際交流協会
 - エ 市町村国際交流協会 オ 地域の日本語教室
 - カ 日本語教育機関 キ 高等教育機関
 - ク 県民(外国人県民等含む)

(3) 関係機関・団体の連携強化

- ・日本語教育実施状況、優良事例、国の動向等の情報共有を図りながら、関係機関の連携強化、体制整備を進める。
- ・県は県教育委員会と連携することで、初等中等教育との接続を図る。
- ・日本語教育に関係する機関により構成する、「いわて地域日本語教育推進会議」において、本県における日本語教育施策の検討、情報共有を行う。